

I サービスの向上

(1) - 5 総合的な基本方針（基本理念）

武道は心技体（礼を修め、技を磨き、身体を鍛える）を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を尊重する態度を養い、国家、社会の平和と繁栄に寄与する人間形成の道」として発展してきた日本の伝統的な文化です。

一方で、一般的な公共スポーツ施設よりも「武道館」は、普段利用しない方からすると、利用するにあたって敷居の高いイメージを持たれる方もいるため、上記課題解決につながる「**団体、グループ、初心者や、一人でも気軽に参加できる取り組み**」は、本施設を活性化させることにつながると考えます。

日本固有の伝統文化である武道とその精神を後世に残し、本事業の推進を大切にしながら、武道の普及・振興にもつながる健康づくりへの取り組みなどを加味することで、さらなる利用増につなげていくための基本理念を次の通り設定いたしました。

I サービスの向上

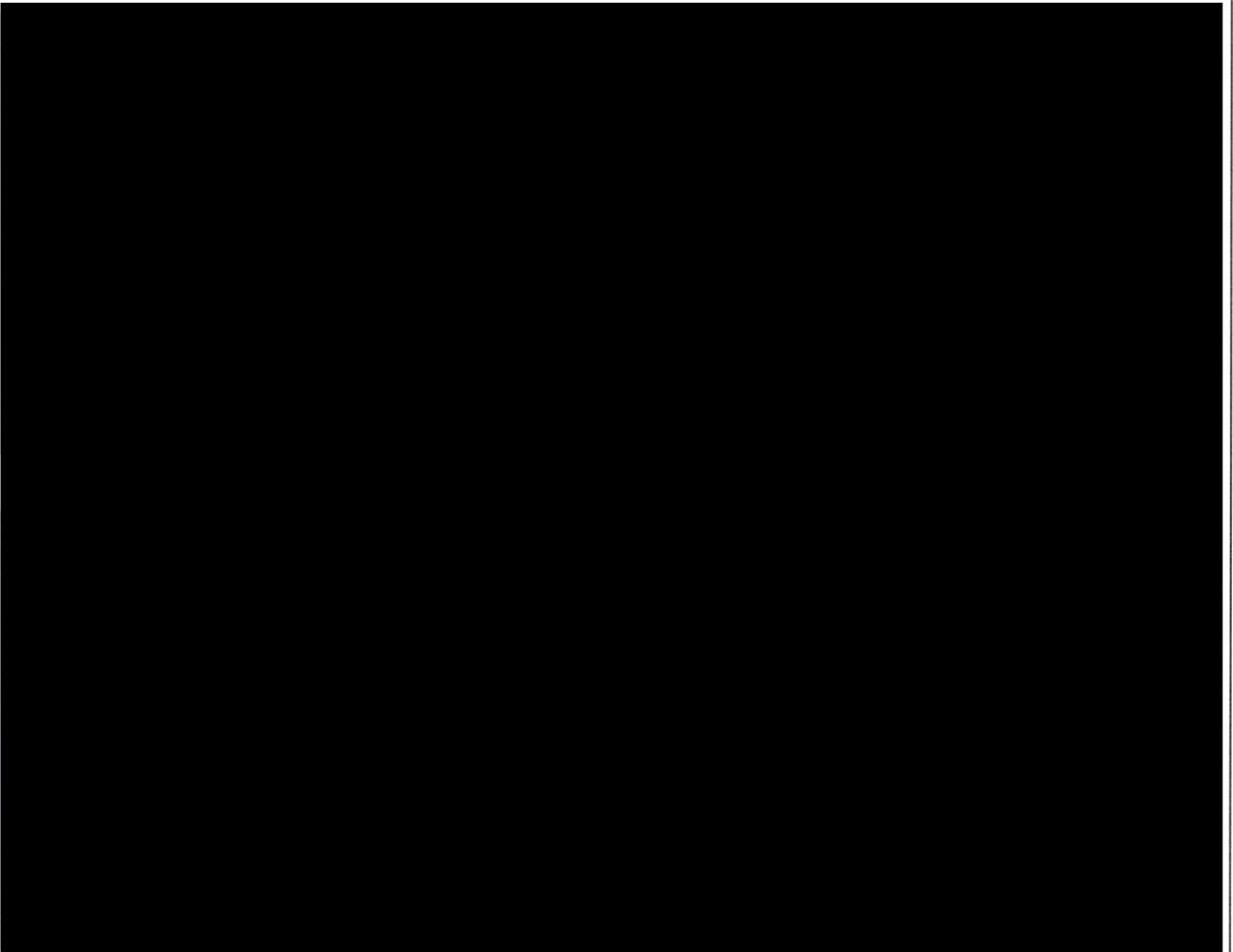
(1)－6 施設の管理運営の基本方針(実務方針)

本施設を管理運営するにあたり、前述の管理運営の基本理念を踏まえ、下記 **基本方針** を定め、民間企業の効率性・専門企業のノウハウ・地元企業のネットワーク等、持てる能力を最大限に活用した管理運営を行い、施設の設置目的を効果的に達成したいと考えます。また、本事業を **地域貢献事業** と位置づけ、基本方針をスタッフ全員で共有し、施設づくり及びまちづくりに引き続き取り組みます。

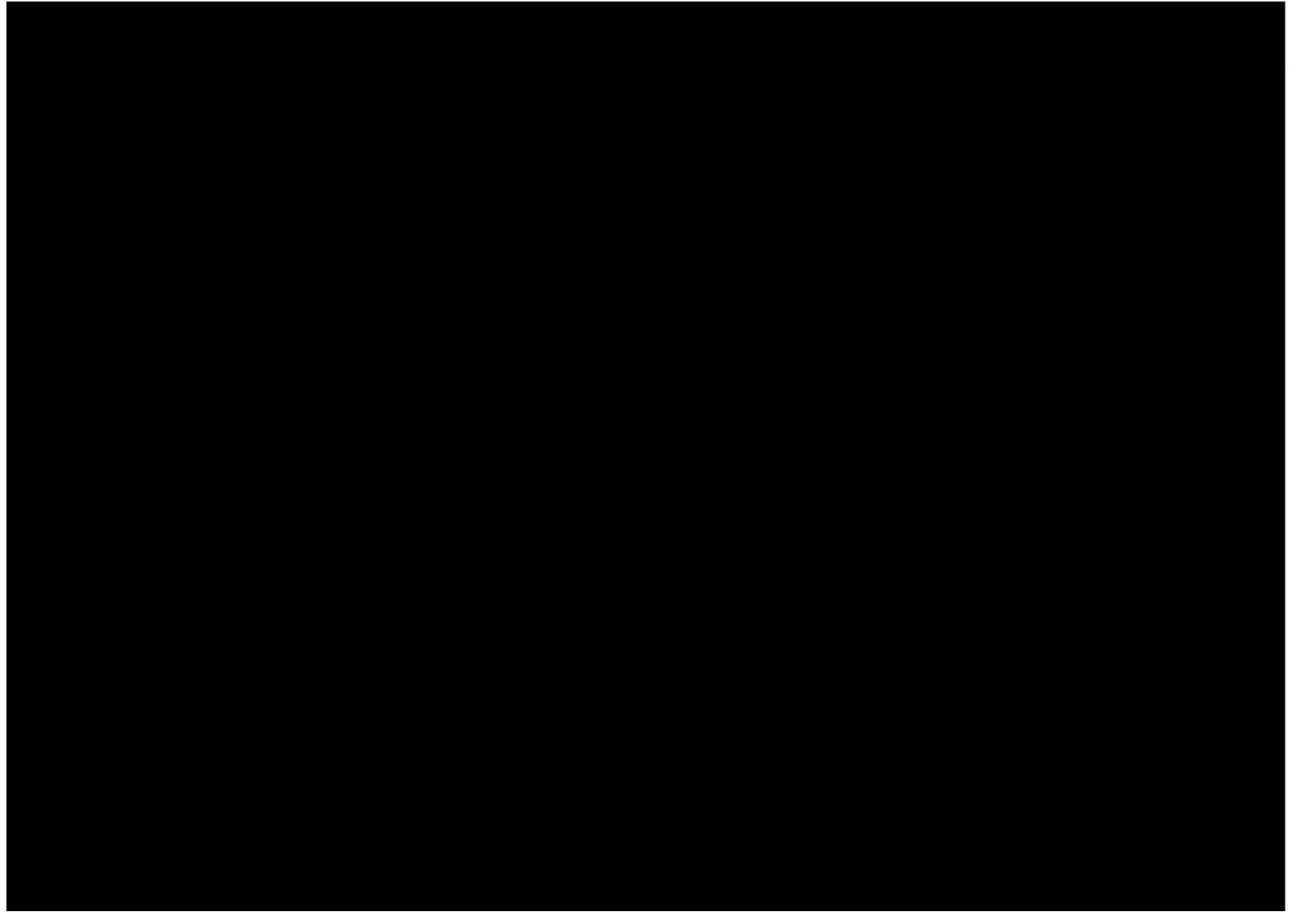
(1)－7 スポーツが持つチカラで、健康で活力ある社会に

当社は、「新かながわグランドデザイン」や「神奈川県スポーツ推進計画」等の関連計画・施策を踏まえ、県の目指す **①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現、②スポーツの持つチカラによる、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現** を県民の皆様と一緒に実現していくため、施設を気軽に利用することができ、かつ密接なつながりの持てる機会の創出を目指していきます。

(1)－8 施設運営のための **基本方針**

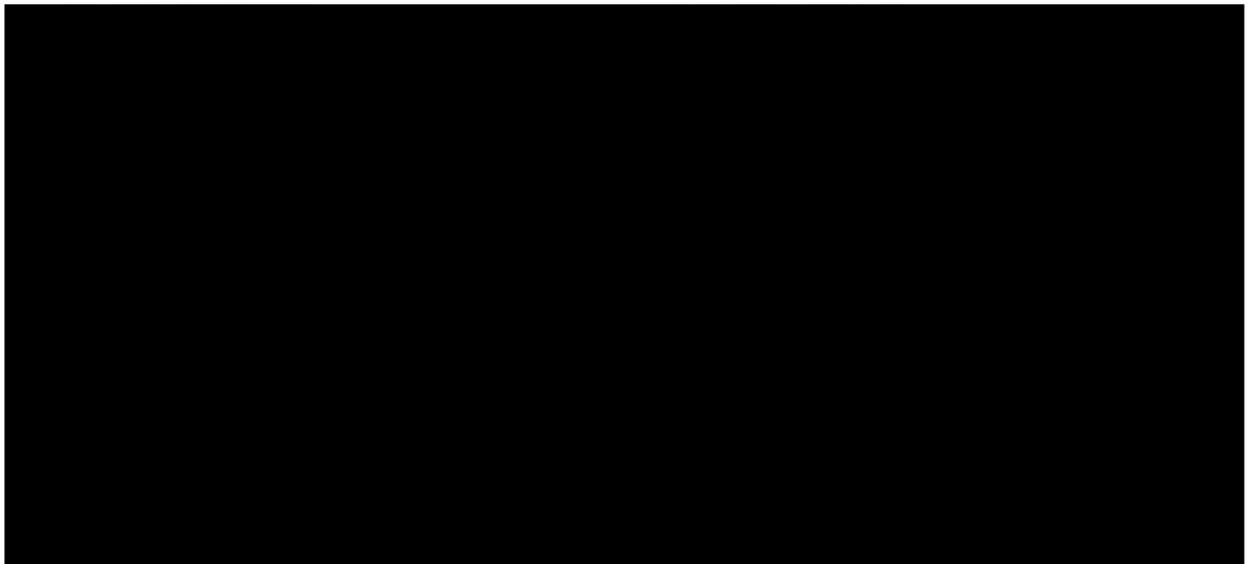


I サービスの向上



(1) - 9 指定管理期間(5年間)の運営計画(目標)

新型コロナウイルスの影響や大規模修繕工事による長期休館明けである現状を踏まえ、以前よりも利用者の足が遠のいている状況と考えられます。そのため、次期指定期間においては、コロナ収束等を見据えた再スタートと捉え、本施設の指定管理者として誠実な施設運営を継続しつつ、施設の設置目的を達成するために、
[redacted] 中長期的運営計画を立案させていただきます。



I サービスの向上

(2)業務の一部を委託する場合の業務内容等

(2)-1 業務委託の必要性和判断基準

当社は、指定管理業務を実施するにあたり、直営・自社管理での履行を原則としておりますが、業務の専門性や地域連携・地域経済の活性化の視点から業務の一部を第三者に委託する予定です。

再委託の基準として「利用者サービスの向上」「安全性の向上」「技術力の確保」「維持管理体制の強化」「緊急時対応の充実」「コストの縮減」など各項目において（直営と比較して）優れている場合は、導入の判断をすることとしています。技術力・管理能力・見積金額等を精査し、最高のコストパフォーマンス（費用対効果）を提示した事業者と引続き連携していきたいと考えております。

(2)-2 業務委託の選定方法

第三者委託を行うにあたっては、神奈川県立武道館における「業務の現状を正確に把握」し、「課題の整理と優先順位」をつけ、「解決に必要な手段として第三者委託が有効か」を常に検討しています。さらに指定管理者の責務である「高齢化社会への対応」「環境保護」「地域雇用への貢献」「地域社会との調和」などの社会的貢献を加味した判断も行っています。

現在、神奈川県立武道館の管理業務・納品等の再委託先・購入先である事業者については、管理経験上のノウハウ、危険予測・不具合箇所の見地、調達品の安定供給等の面を考慮して原則継続または県内中小企業への発注を予定しています。しかしながら、より多くの事業者に参加してもらうためにも、定期的に事業者を選定して業務説明を行い、各社より見積り・企画提案を募り、公平・公正な発注を行います。

(2)-3 第三者委託先の管理方法

委託先の業務管理を行うため、契約時に作成した「業務仕様書」に基づく事前打合せを行うとともに、「年間作業報告書」の提出を義務付けます。

業務終了後には「作業報告書」及び「作業写真」を出させることで、履行の確認と情報の共有を図ります。

また、一連の情報は、県立武道館における保全計画の策定やLCC適正化のためのデータベースとしても蓄積します。

作業時の立会い・作業方法・完了確認は適時行いますが、定期的に委託事業者に対するモニタリングを行い、業務品質を担保してまいります。

I サービスの向上

(2)–4 県内中小企業等への委託・調達について

当社は、第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として「**地産地消**」を掲げております。[redacted] 運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、**地域経済の活性化**に貢献します。

(2)–5 県内調達基準の設定

神奈川県立武道館の指定管理業務においては、業務委託・物品購入について県内調達基準を定め、その基準に則り業者の選定を行います。

確かな技術と最高のコストパフォーマンスを提示した委託先を選択することを前提に県内（横浜市等）に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。特別な技術が必要で県内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ってまいります。

(2)–6 委託業務内容

I サービスの向上

2 施設の維持管理

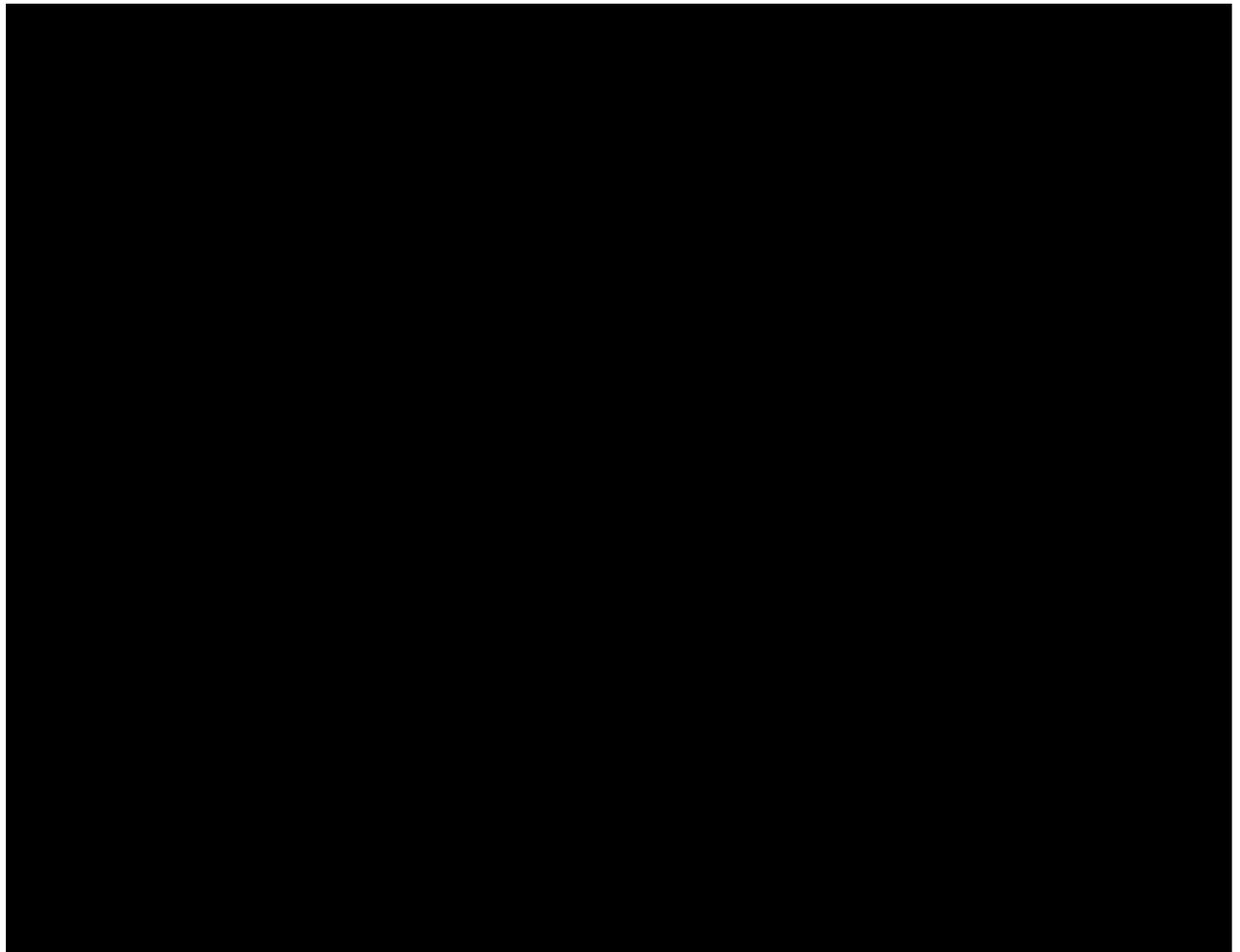
(1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

【維持管理業務全般における基本的な考え方】

本施設が持つ機能（ポテンシャル）の最大効用のため、施設管理においては民間事業者の持つノウハウを余すことなく発揮してまいります。例えば、コスト意識に偏ったメンテナンス頻度の削減などに代表される「不完全な管理状態」とせず、**利用者の目線に立った「安全で快適な施設環境の提供」**が最も大切であるという水準から「計画を立案し」「実践」することで県民の期待に長い間応えらえる施設となることを確信しております。

維持管理業務を実施する際は、関係法令・館内規則や施設の利用状況などを留意して実施しますが「なぜ保守が必要なのか」「なぜ修理が必要なのか」という原点を理解することが最も重要です。県民の貴重な財産である「ファシリティ（物的資源）」を将来にわたり堅持するために、当社の持てる力を最大限発揮し、施設の長寿命化実現に邁進してまいります。

今述べた方針を含む、下記  維持管理の基本的な考え方としております。本施設の維持管理業務を通じて安心して安全な施設、快適な空間の提供に努めてまいります。



I サービスの向上

(1)-1 清掃業務

施設の清掃業務においては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に準拠した管理計画を立案するとともに、県が準拠している環境マネジメントに沿った運用を行います。建築物環境衛生管理技術者等による指導のもと、最も適切な対応を行います。

日常清掃による“美観の維持”と“利用者の満足度”は、決められた時間に決められたマニュアル通りに作業することだけでは得られません。常にお客様の視点に立ち、動線や施設の使用状況を把握して作業に取り組むことにより、本当の満足を感じる安全・快適で衛生的な環境を提供できると考えます。

施設利用者の第一印象につながる事務所（受付窓口）やトイレ・更衣室の美観度は特に注意して重点的に清掃します。床が滑りやすい雨の日などはエントランスの拭き取り清掃をこまめに実施し、スタッフによる声掛けや貼り紙などで利用者に注意を促します。

定期清掃および特別清掃（ガラス清掃・床ワックス掛け清掃など）は、休館日や早朝・夜間に実施し、日常清掃とベストミックスした施設の美観を維持するとともに、床材質など施設の保護に努めます。

【清掃業務の体制】

予防保全を基本として、使用頻度や汚染レベルに応じた清掃方法を選定するとともに、利用者等の利用を妨げないよう業務計画を立案し、効率的な業務を徹底します。

大会やイベント前後等繁忙期には、客席や利用各室等の清掃を確実かつ効率的に行うための増員体制を構築するほか、継続的な教育・訓練の実施および最新技術の導入により、技術と意識を向上させます。

作業実施の有無と品質の確認に関し、
担当者の自主点検、責任者による日常点検・定期点検
を行い、業務の確実な遂行に努めます。



I サービスの向上

(1) - 2 植栽管理業務

みどり豊かな環境を、適切な維持管理を実施することにより守り育て、県民や利用者へ安全で快適な環境と景観を提供します。そして、植物は生き物である”という観点のもと、高木・中低木の花木や果樹木などは（開花期を考慮の上）毎年観賞に堪える開花や結実を確保できるように、最適な時期に適切な作業方法による剪定・薬剤散布を行います。また利用者動向や大会・イベント等のスケジュールに合わせた計画を立て、適切な作業時期を明確にした上で実施します。

枯れ枝等の早期発見・除去を行い、危険防止に努め、事故を未然に防ぎます。また景観確保と安全な見通しの確保をはかるため、通路沿いを中心に下枝の除去や間伐を適切に行います。周縁部においては隣家や交通安全にも十分に配慮したうえ作業を実施します。

I サービスの向上

(1)-4 警備業務（保安全管理、防犯対策）

施設及び地域の秩序を維持し、事故・盗難・破損及び災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図りつつ利用者の安全を守るため、保安全管理にあたります。夜間の施設管理は、**機械警備会社**に再委託をして、緊急時の駆けつけと初動連絡対応の体制を整えます。

【防犯対策における具体的な取り組み例】

区分	内容例
防犯用具・対策設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> 貴重品ロッカーの設置による種別管理
	<ul style="list-style-type: none"> 防犯用具(カラーボール・さすまた等)の配置 防犯用具・設備の使用方法等のスタッフ研修の実施 子ども避難所等の設置
利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ポスター、声掛けによる注意喚起・自己対策の啓発 発生事案の情報提供
犯罪者への抑制措置	<ul style="list-style-type: none"> 備品移動や植栽剪定、照度調整による見通しの良さの確保 ポスター、声掛け等による抑制(未然防止)
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 機械警備及び施設スタッフによる施設巡回に加えて、警察官による巡回強化 関連情報の収集

【スタッフによる防犯対応】

利用者が安心して施設を利用できる環境を提供するため、また、スタッフ自身の自己防衛のため、従事スタッフに対し、危機管理マニュアルに沿った警備に関する研修を行います。

開館前及び業務終了時には、必ずスタッフが施設敷地内の巡回を行い、開館中には、定期・不定期の施設巡回・点検を行うことで事件・事故の未然防止に努めるとともに利用者に対しても、スタッフによる声掛け、掲示物等で、手荷物の放置等に対する注意を積極的に案内し、防犯意識の周知を行います。

夜間・閉館時に関しては、**機械警備**により、無人状況下においても万全の緊急体制を構築するとともに、防犯上リスクが高い夜間等の時間帯や子どもを対象としたイベント等の実施時には、警察への巡回要請等、防犯に努めていきます。